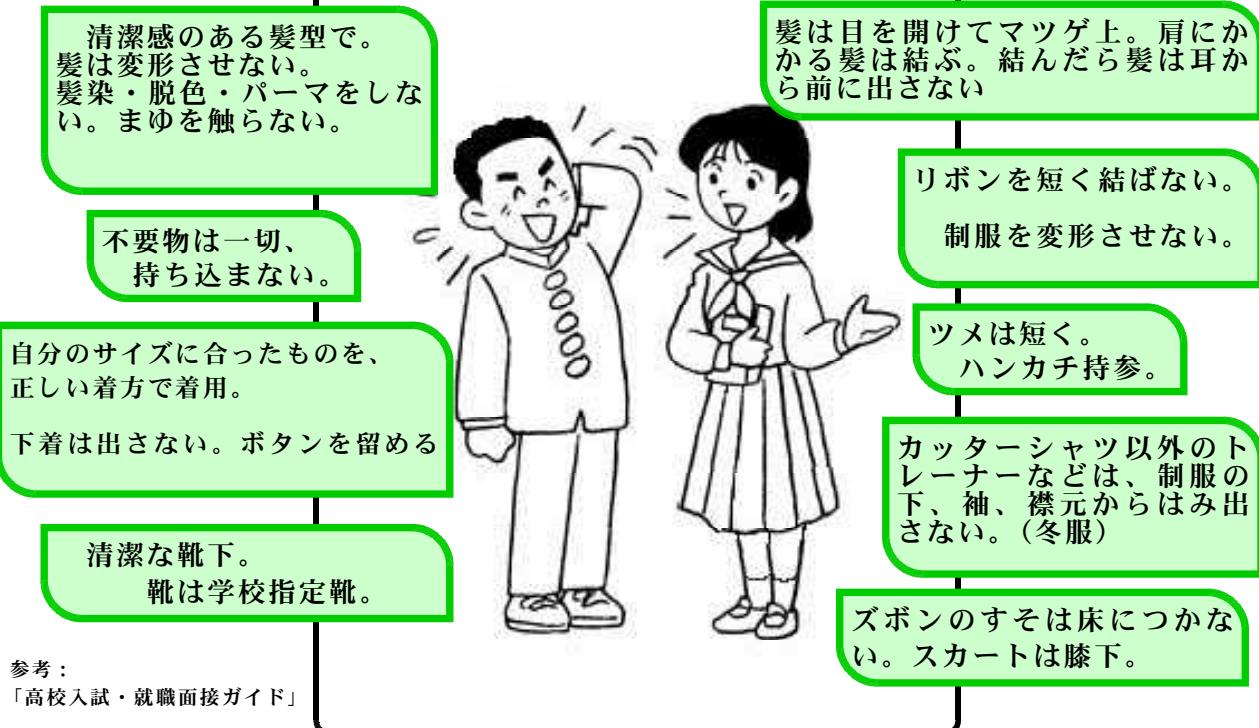


【別記1】

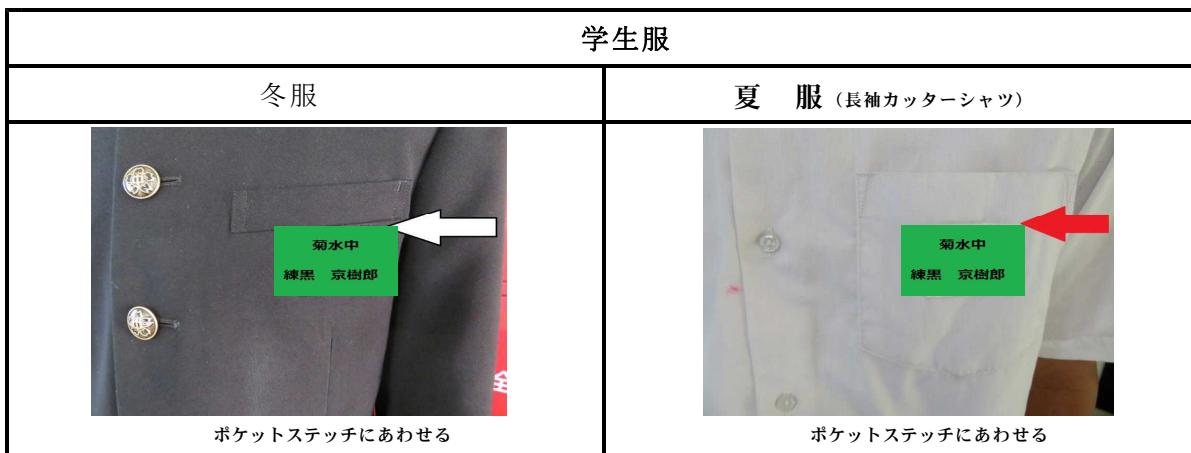
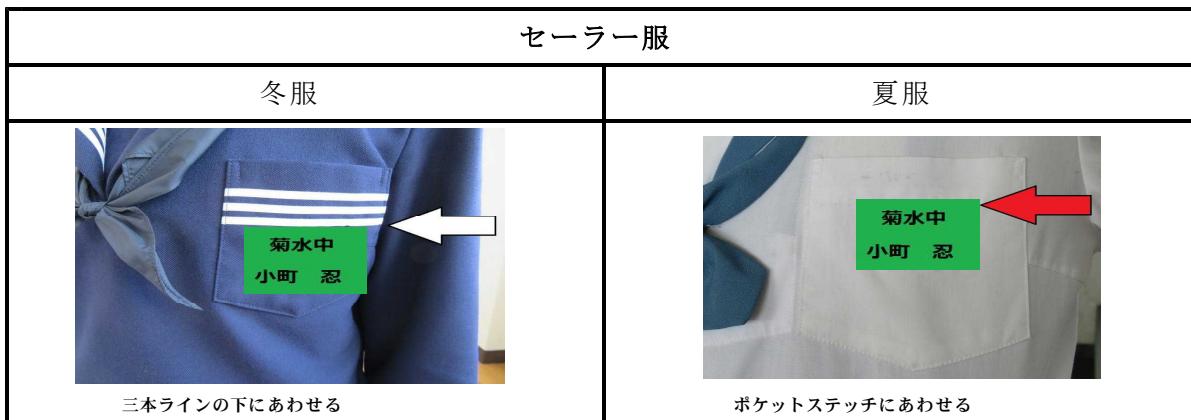
清潔感・学習第一



名札をつける場所 下図参照

- ①学生服 冬服・夏服とも左胸ポケットのステッチに名札上をあわせる。
- ②セーラー服 冬服は左胸三本ラインの下に、夏服は左胸ポケットのステッチに名札上をあわせる。

プラスチック名札をつける 縫い付け又は、安全ピンで所定の場所につける



【別記 2】

安全第一

通学に使用する自転車

- 登下校中の安全確保のため、一切改造を行っていないものであること。
- 安全確保のため、後方に荷台がついているものとする。
- 自転車損害賠償責任保険等に加入済みとする。

自転車の点検項目

- 警音器（ベル・ブザー）はよく鳴るか
- ハンドル（高さ・位置）は適正で変形がないか
- サドル（高さ）は両足先がつく高さか
- ライトは点灯するか
- 前後とも良く効き、ワイヤーにサビ・切れないか
- 後方反射材がついているか カギは施錠できるか
- タイヤの空気圧が適正で、タイヤのすり減りがないか
- かご・荷台のゆるみや破損・危険部分がないか
- 自転車本体およびハンドルを変形していないか
- チェーンのゆるみ、はずれやすさはないか



参考：「公益財団法人 日本交通管理技術協会 自転車安全整備制度 (TSマーク)」

【別記 3】

改正道路交通法による危険 14 項目

| 危険 14 項目の名称 | 解説（交通安全課より） |
|--------------------|---|
| 1 信号無視 | 信号の指示を無視すること |
| 2 通行禁止違反 | 道路標識などで通行禁止されている場所を通ること |
| 3 歩行者専用道での徐行違反等 | 歩道を徐行せずに通ること |
| 4 通行区分違反 | 自転車専用レーンの枠外を通ること |
| 5 路側帯の歩行者妨害 | 歩道がない道で歩行者の通行を妨げること |
| 6 遮断機が下りた踏み切りへの進入 | 閉じようとしているまたは閉じている踏み切りに立ち入ること |
| 7 交差点での優先道路通行者妨害 | 交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど |
| 8 交差点での右折車妨害等 | 交差点で車両の通行を妨げるよう右折することなど |
| 9 環状交差点での安全進行義務違反等 | 右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど |
| 10 一時停止違反 | 一時停止の指定がある場所で止まらないこと |
| 11 歩道での歩行者妨害 | 歩道で歩行者の通行を妨げること |
| 12 ブレーキのない自転車運転 | ブレーキがきかない、または壊れた自転車の運転 |
| 13 酒酔い運転 | お酒を飲んでの自転車運転 |
| 14 安全運転義務違反 | <ul style="list-style-type: none">・原則として左側通行・傘をさしての自転車運転（固定も含む）・携帯電話、音楽プレーヤーの使用・イヤホンやヘッドホンの使用や着用・2台以上の並列走行・2人乗り・整備不良車両の運転 |

一般財団法人：全日本交通安全協会HP・リーフレットより抜粋

警察本部交通安全課リーフレットより抜粋

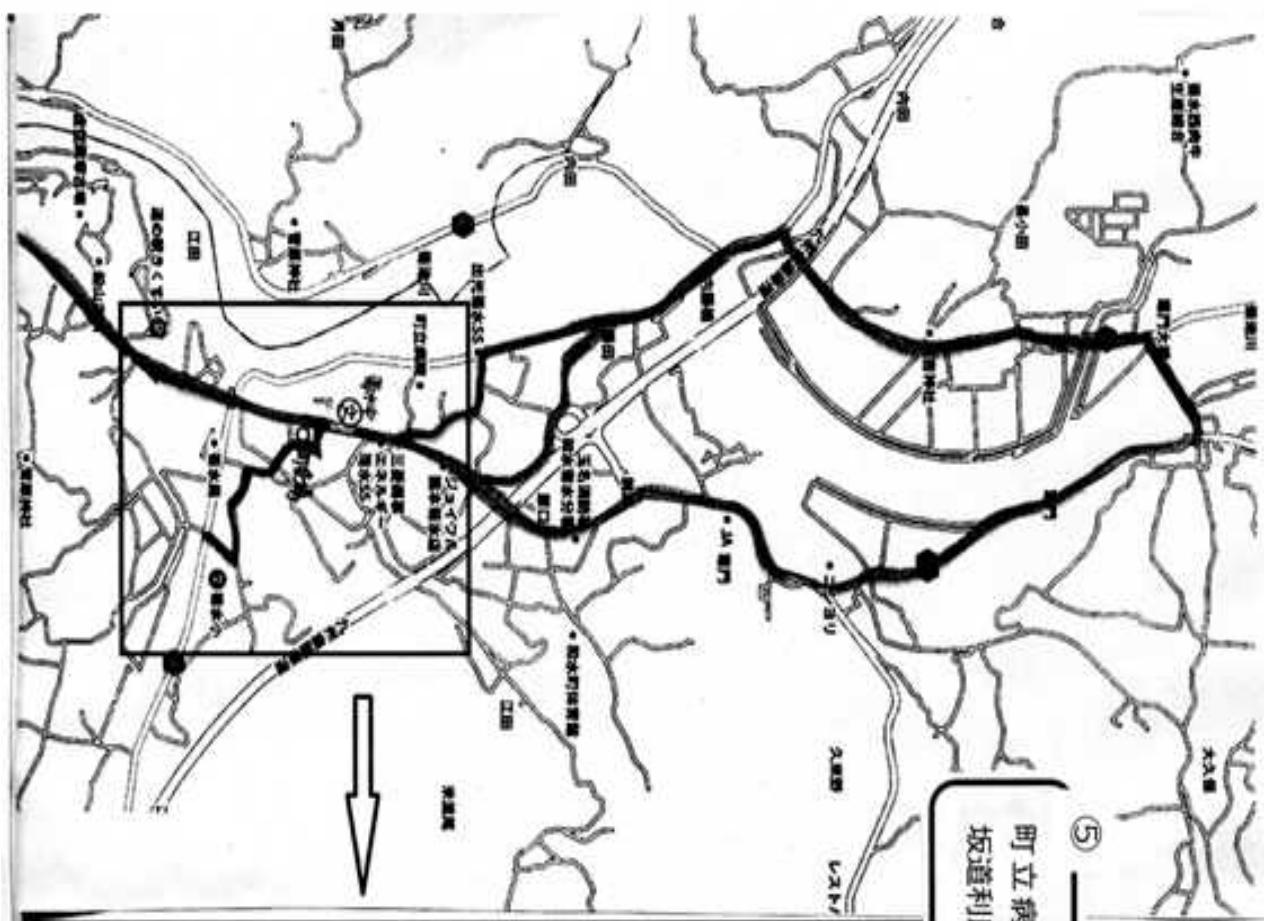
【別記4】

通学路について

- ①下記の図の太線を基本の通学路とする。自宅から安全かつ最短ルートで基本の通学路まで通り、その後は基本の通学路を通って通学する。
- ②安全のため歩道を通行するが、歩行者の安全を優先して徐行して通る。
- ③原則、左側通行とする。ただし、学校—JAスタンド間はIC前が危険なため、ベー子屋側を通行する。
- ④高速道路の上の橋は自転車から降りて押して通行する。
- ⑤県道3号線へ行く場合は、次の2つの方法をとる。
 - 校門を出て左折、菊屋前を通りヒライの手前を徐行して左折したあと一旦停止し、横断すること。ただし、町立病院前の坂道は利用しない。(下地図 ⑤参照)
 - 丸太小屋前を通行すること。
- ⑥県道16号線より町役場側へ行く場合は、北側は三菱ふそう先から、南側は役場前を左折し中央公民館手前の坂道を通行する。ただし、坂道は自転車から降りて押して歩く。(下地図 ⑥参照)
この場合、中央公民館手前の坂道を通った後、ライスセンターを通り、菊水小学校手前の道より県道に出る。自転車道を利用すること。(原則、菊水小学校方面から江田交差点右折ルートは利用しない。)
- ⑦菊水口マン館方面の生徒は、江田交差点を通る。
- ⑧県道16号線は信号機のある横断歩道を横断する。
- ⑨藤田の三叉路、店舗等の出入り口、交差点、道路横断時等では歩行者やその他の車両に特に気をつける。

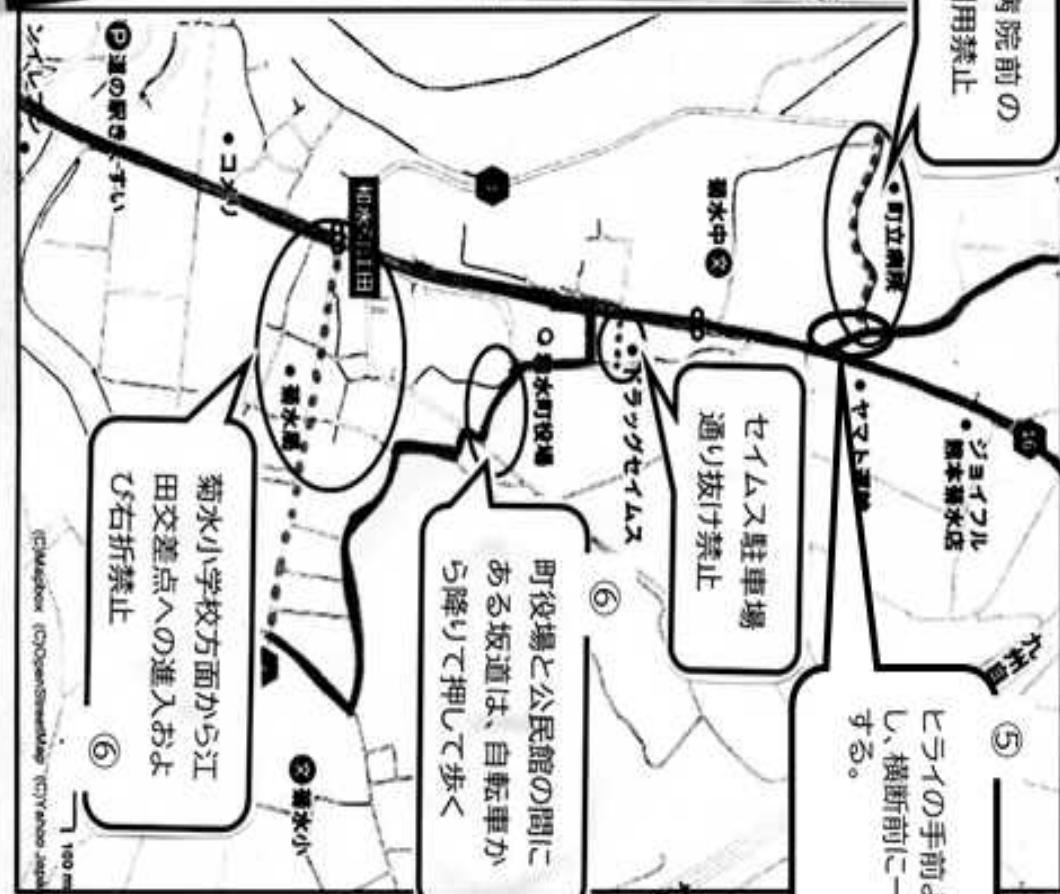
以下「通学規定」より抜粋 必ず「通学規定」を確認すること

- 登下校とは、徒步通学（送迎時も含む）・自転車通学にかかわらず「通学路」を通行している状態を指し、家を出てから学校へ着くまでの間、またはその逆とする。
- 通院・習い事等でやむを得ず通学路を使用できない場合には、事前にその理由等を担任に届け出る。
- 登下校の際には、寄り道・近道・途中での買い物等をしない。
- 登下校中には安全タスキを着用する。忘れた場合には職員室から予備を借用する。「徒步通学生」が送迎される場合は、車内であってもタスキをつけること。
- やむを得ない送迎の場合、送迎の乗降は「公民館」とする。近隣商店・役場は禁止する。朝のみ「菊屋さん」奥の駐車場を使用できるが、極力さけること。ケガ・病気等でやむを得ず送迎する場合の乗降場所は、事前にその理由等を保護者から担任に問い合わせせる。



⑤
町立病院前の
坂道利用禁止

ヒライの手前より徐行
し、横断前に一旦停止
する。



自転車通学許可願

菊水中学校長 様

通学および校外での学習活動に自転車を使用したいと思いますので、

自転車通学を許可をくださいますようにお願ひいたします。

その際、下記3つの事を守ることを約束いたします。

【3つの約束】

- ①自転車損害賠償保険等に加入し、保険適用期間内です。
- ②裏面の「自転車安全点検・整備カード」で点検・整備が完了しています。
- ③交通規則と菊水中学校通学規定および別記2、3、4を厳守し、常に安全運転します。

1 地区 ()、 家から学校までの距離 ()km、 通学時間 ()分

2 自転車損害賠償責任保険等(「個人賠償責任保険」が付帯されているもの)について
*加入している保険・共済に○をつけ、保険適用期間を記入してください。

- ①「自転車保険」等の名称で販売されている保険
②自動車保険(特約)
③火災保険(特約)
④傷害保険(特約)
⑤クレジットカードなどの付帯保険
⑥会社等の団体保険
⑦PTA保険
⑧TSマーク付帯保険(点検日から1年以内のTSマークのもの。)
- ①～⑦の保険・共済に加入しており、「個人賠償責任保険」が付帯されていること。

保険適用期間:令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

*年、組、番号は新年度4月に確認して、提出前に生徒が正しく記入してください。

年 組 番 名前 ()

保護者氏名 () 印 ()

電 話 ()

*両面を記入され、記名押印して提出してください。

【提出日及び提出先】 令和7年4月9日(水)までに新クラスの担任の先生へ

自転車安全点検・整備カード

()年()組()号 氏名()

*点検内容が適正であるか点検し、必要に応じて整備を行い、整備完了したら○を記入する。

*点検・整備は自転車安全整備店による点検・整備が望ましい。

| | 点検項目 | 点検内容 | 適正である |
|----|-----------|---|-------|
| 1 | サドル | サドルを動かしてもガタつかず、固定されている。またがって、両足先が地面にとどく高さである。 | |
| 2 | ハンドル | ハンドル、にぎり(グリップ)はゆるみなく固定され、高さは適正である。変形なし。 | |
| 3 | ブレーキ | 前・後輪ともよく効く。ブレーキワイヤにサビ、切れはなく、ブレーキゴム類の減りがない。 | |
| 4 | チェーン | ゆるみがあったり、はずれやすかったりしない。 | |
| 5 | タイヤ | 空気圧は適正で、タイヤのすり減りはない。 | |
| 6 | ベル | ベルやブザーはよく鳴る。 | |
| 7 | ライト | 明るくつく。 | |
| 8 | かぎ | 施錠できる。 | |
| 9 | 反射器材 | 尾灯や反射器材があり、汚れ等なく、後方や側方からよく分かる。 | |
| 10 | 部品 その他 | ねじのゆるみや破損、危険部分がない。 かごや荷台は確実に固定されている。 | |

令和()年()月()日 点検・整備完了しました。

走行上支障なく安全であると認めます。

自転車安全整備店名および印
(または保護者名)

印

熊本県

2021年

みんなの安全・安心
条例内容を
シェアしよう!

熊本県 自転車条例

検索



©2016 Kumamon Character

10月1日

自転車保険加入

義務化

熊本県では条例*を改正し、「自転車損害賠償保険等」(自転車利用中の事故で、他人の生命又は身体に生じた損害を賠償する保険)への加入が義務になります。※熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

// 自転車の安全利用に努めるとともに、声をかけて意識を高めましょう! //

自転車利用者

自転車損害賠償保険等に
加入しなければ
なりません。



保護者

未成年のお子様が
自転車を利用するときは、
自転車損害賠償保険等に
加入しなければなりません。



加害者になってしまふと、1億円に迫る高額な賠償金が生じることも…

9,521万円

歩行者後遺障害(女性62歳)
小学生による無灯火
神戸地裁 H25.7月判決

9,266万円

自転車運転者後遺障害(男性24歳)
高校生による通行違反
東京地裁 H20.6月判決

6,779万円

歩行者死亡(女性38歳)
男性による交差点通行時の衝突
東京地裁 H15.9月判決



*出展:(一社)日本損害保険協会

裏面のチェックシートで、「自転車損害賠償保険等」に加入しているか確認してみましょう!

「自転車損害賠償保険等」へ加入しているか確認しましょう

自転車運転中の賠償責任を補償する保険には以下の種類があります。

既に加入しているものがあるか確認しましょう。



保険の種類

■自転車利用中の事故により生じた賠償責任(生命・身体及び物への損害)を補償する保険

下記①～⑦の保険・共済に加入しており、「個人賠償責任保険」※1が付帯されているか確認しましょう。

① 「自転車保険」等の名称で販売されている保険

② 自動車保険(特約)

③ 火災保険(特約)

④ 傷害保険(特約)

⑤ クレジットカードなどの付帯保険

⑥ 会社等の団体保険

⑦ PTA保険

※1「日常生活賠償責任保険」などの名称も同様の保険です。

※2補償対象となる方(被保険者)及び補償内容は商品によって異なります。

※3事業活動中の事故は補償の対象外です。

■自転車運転中の事故で生じた他人の生命・身体への重大な損害を補償する制度

TSマーク付帯保険



TSマークは、自転車安全整備店に勤務する自転車安全整備士が、点検確認した安全な自転車に貼るシールです。点検日から1年以内のTSマークが貼られた自転車の事故によって他人に死亡又は重度後遺障害を負わせたことによる法律上の賠償責任が補償されます。

※TSマークの有効期間を過ぎた場合は、自転車安全整備店で点検確認を行いましょう。

※TSマークの色によって、賠償責任の補償限度額が異なります(赤色1億円、青色1,000万円)。

加入状況の確認フロー

個人賠償責任保険に加入、あるいは自転車にTSマークが貼られていますか？

はい

わからない

いいえ

上記①～⑦のいずれかの保険に加入しており、個人賠償責任特約が付帯されていますか？
(保険証券等をご確認ください)

はい

わからない

いいえ

すでに「自転車保険」に加入しています。
(保険期間が切れていないかご注意ください)

ご加入の保険会社・共済にお問い合わせください。
(未加入の場合は保険への加入が必要です)

「自転車損害賠償保険」等への加入が必要です。

※事業活動中の事故については、TSマーク付帯保険若しくは、施設賠償責任保険などへの加入が必要です。

「自転車安全利用五則」を守りましょう

①自転車は、車道が原則、

歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、

車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

・夜間はライトを点灯

・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用



熊本県

環境生活部 くらしの安全推進課 TEL.096-333-2293

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号(行政棟 新館 4階)

みんなの安全・安心
条例内容をシェアしよう!

熊本県 自転車条例

検索

